

公園緑地設置技術基準

2024年（令和6年）3月

町田市

都市づくり部公園緑地課

<目的>

この基準は、宅地開発等に伴い、町田市に移管される公園・緑地について、その事務手続きおよび計画、設計または施工上の留意事項等を定めることにより、適正かつ円滑な施工を図ることを目的とする。

目 次

1. 事前相談から供用開始までの手続き全体の流れ-----	P 1
2. 公園緑地の配置基準-----	P 3
3. 公園緑地の設計及び施工指針-----	P 5
4. 公園緑地に関する設計審査-----	P 15
5. 公園緑地名称の決定-----	P 15
6. 検査-----	P 16
7. 公園施設引継ぎ時の確認事項-----	P 18
8. 公園緑地台帳作成の手引き-----	P 19
9. 所有権移転登記-----	P 28
10. 設置方針参考図書-----	P 29

1. 事前相談から供用開始までの手続き全体の流れ

公園緑地課にかかわる事務手続きを**太字**で示す。

1. **相談カードの提出・事前相談**
↓
窓口—建築開発審査課、土地利用調整課、公園緑地課
P. 5 《公園緑地の配置基準》参照
2. **公園緑地事前協議**
↓
窓口—公園緑地課（個別協議）
P. 7 《公園緑地の設計及び施工指針》参照
実施設計について調整
3. **開発等連絡調整会議**
↓
窓口—土地利用調整課
（公園緑地課より土地利用調整課へ回答）
4. **都市計画法第 32 条協議**
↓
P. 1 7 《公園緑地に関する設計審査》参照
最終的な設計図書を 2 部作成し、事業者と市（土地利用調整課）の双方で保管
5. **都市計画法第 32 条同意**
↓
窓口—土地利用調整課
6. **開発許可(都市計画法第 29 条)・着工**
↓
窓口—建築開発審査課
工事写真撮影
7. **公園緑地名称の決定**
↓
窓口—公園緑地課
P. 1 7 《公園緑地名称の決定》参照
8. **中間検査**
↓
窓口—公園緑地課（公園管理係・公園整備係）
公園緑地台帳の下図提出
9. **手直し**
↓
検査時の指摘事項の手直し工事

- | | |
|--|--|
| 1 0. 寄附書類、公園緑地台帳の提出
↓ | 提出窓口
寄附（登記書類）-公園緑地課（公園計画係）
台帳（下図） -公園緑地課（公園整備係） |
| 1 1. 完了検査
↓ | 窓口—公園緑地課（公園計画係・公園整備係）
現地立会い |
| 1 2. 手直し
↓ | 検査時の指摘事項の手直し工事
状況に応じて手直しの確認 |
| 1 3. 公園緑地台帳製本提出
↓ | 窓口—公園緑地課（公園整備係）
P. 2 1 《公園緑地台帳作成の手引き》参照 |
| 1 4. 都市計画法第 32 条合格
↓ | |
| 1 5. 開発完了公告
↓ | 窓口—建築開発審査課 |
| 1 6. 所有権移転登記
↓ | 窓口—公園緑地課（公園計画係）
P. 3 0 《所有権移転登記》参照
公園緑地課にて嘱託登記 |
| 1 7. 電気料金・水道料金の名義変更
↓ | 公園緑地課にて公共料金名義変更 |
| 1 8. 公園の告示 | 供用開始 |

2. 公園緑地の配置基準

【1】位置

1. 公園緑地の位置は、「公園緑地標準配置計画」を参考として、開発地周辺の既存の公園緑地の位置及び将来計画を考慮するとともに、安全性、利便性、方位、地形、日照時間等の環境条件の適否を勘案して計画する。
2. 公園緑地が接している場合や近隣に既存の公園緑地がある場合は、近接する公園緑地を含めて総合的に計画する。
3. 原則として、敷地の境界線が公道に2辺以上接するよう計画する。
4. 公園緑地は、その敷地内に高圧電線塔の敷地を含んではならない。また、原則として高圧線の下に設けてはならない。
5. 公園緑地は、道路、河川、宅地、調整池、その他公園緑地以外の目的を持つ土地及び施設の構成部分とみなされる土地を含んではならない。

【2】敷地形状・勾配

1. 公園緑地の敷地は、開発面積の6パーセント以上の面積で、原則として平坦な土地とし、少なくとも開発面積の3パーセントを超える面積は平坦地とし、かつ、正方形、長方形のまとまりのある整形とし、極端に細長い形状としてはならない。平坦な土地とは、排水勾配0.5%程度の地形を示す。
2. 公園緑地は、公園施設の効果的な配置、災害時の避難場所及び防犯の観点より、道路から見通しの良い形状とする。
3. 公園緑地は、原則として、一辺が6メートル以上公道に接するよう計画する。また、当該公道との高低差は、極力少なくする。
4. 公園緑地は、擁壁や法面が極力生じないように計画する。
5. 公園緑地は、隣接地からの土砂の流入、隣接地への土砂の流出、法面等の崩壊、排水不良等が生じないようにするため、公園緑地内外の造成、法面保護及び擁壁並びに排水施設の整備を図る。
6. 公園緑地は、隣接する私有地に入出入りができないようにする。

【3】施設

1. 近隣にある公園等の施設の配置状況を勘案し、総合的な配置とする。
2. 公園施設は、公園施設の規模、形態及び周囲の環境条件を考慮し、安全で快適な

利用、円滑な維持管理が図られるよう整備する。

3. 施設の角部が鋭角になっているものは、危険をできる限り回避できるように、角部を丸める等の処理を施す。
4. 公園施設に木材（樹木支柱除く）を用いてはならない。
5. 各公園施設の色彩・形状は周辺環境に調和するものを採用する。
6. 緑地部は、伐採、抜根等維持管理に必要な車両等の作業スペースを確保する。
7. 出入口、園路、階段、傾斜路、水飲み・手洗場、案内・標示、ベンチなどは、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準を厳守する。
8. 公園施設は、公園緑地の規模により別に定める「公園緑地規模別標準施設一覧表」を基準として整備する。
9. 公園施設の構造は、別に定める「公園緑地施設標準構造図」に基づき計画する。
10. 公園施設に用いる資材の内、町田市トライアル認定商品の適用が可能か確認し、使用を検討する。

3. 公園緑地の設計及び施工指針

都市計画法第33条、町田市宅地開発事業に関する条例、町田市福祉のまちづくり総合推進条例、宅地開発に伴う公園緑地設置基準、都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）、造園施工管理技術編（日本公園緑地協会）、遊具の安全に関する規準（日本公園施設業協会）、道路工事設計基準（東京都建設局）、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき設計する。

施設の維持管理を十分考慮し、設計する。（特に擁壁等の工作物は、点検業務が必要であり、作業空間、作業員の昇降方法、雨水排水施設、修繕ヤード等を検討する。）

公園緑地は、不特定かつ多数の者が利用する公共施設であり、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるように計画する。

【1】 出入口

1. 出入口は、2箇所以上配置し、内1箇所は、管理用車両の出入口として有効幅員**3.6m**以上とする。その他の出入口の有効幅員は、**1.2m**以上とする。
2. 出入口の前後には、長さ**1.5m**以上の水平面を確保する。出入口の水平部分の横断勾配は、原則として**1%**以下とする。
3. 管理用車両及び車椅子の出入口箇所は、原則として水平な道路に接道させる。ただし、現地の状況からやむを得ない場合はこの限りではない。また、幹線道路や交通量の多い道路の出入口は、原則として歩道に設ける。
4. 出入口付近には見通しの妨げになるような樹木の配置はしない。
5. 利用者の安全確保のため、出入口には車止め柵を設置する。車止め柵の間隔は、有効幅**1.2m**以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、有効幅**0.9m**以上とすることができる。階段部分の車止め柵は、協議とする。
6. 車止め柵の受け枠（パイプ管）の蓋の向きは、通行に支障のない内側に開くように設置する。また、地盤から**5mm**程度高めに設置する（砂・土等の流入、つまり防止）。車止めは、南京錠取付型で、取り外し可能な構造とする。
7. 出入口は管理用車両（**2トン**・ダンプトラック程度）が通行できるよう、その荷重に耐えられる構造とする。
8. 1箇所の出入口に対して、1基以上の「とびだしちゅうい」の看板を設置する。看板は、車止め柵と併用してもよい。「とびだしちゅうい」は、看板の裏表に表示する。
9. 道路側のL型は**2cm**の切り下げタイプを使用し、穴あき・グレーチング蓋はなるべく避けるよう計画する。やむなく設置する場合は、細目を使用する。
10. 地下埋設物がある場合、それらの地表に露出する部分については、なるべく出入口部分に納める。
11. 出入口の車止め、視覚障がい者誘導用ブロック、その他勾配・段差等の設置位置

については、「公園緑地施設標準構造図」、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準を厳守する。

【2】遊戯・休養施設

1. 遊具等の各施設の配置及び構造は、外部から見通しの良い場所とし、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準JPPFA-SP-S:2014」に適合したものとする。
2. 遊具の配置を決定するときは、安全領域（有効幅）を考慮に入れる。安全領域内には、他の公園施設等構造物が入らないよう計画する。
3. 遊具等の設置の向きの決定のときは、隣地への影響が考えられるので、最善の注意を図る。（太陽光の反射の考慮、隣地を覗き見できる配置としない等）
4. 遊具の配置は、利用者の動線を考慮した配置とする。
5. 主要部材は、耐久性に優れたものを用いる（溶融亜鉛メッキ処理製品・ステンレス製品等）。
6. 遊具を設置するときは、遊具の部材を十分ボルトで締固める等、ゆるみ等が生じないように注意して施工する。また、遊具等の基礎は、沈下したり、ずれたりしないように基礎周りの埋戻しを堅固に行う。
7. 滑り台やブランコ等の着地面には、クッションマット等を設置する。
8. 遊具を設置するときには、地表面の排水勾配等にも配慮した地盤面の高さを踏まえて、遊具の基礎の土被り（深さ）を確保する。
9. 砂場を設置する場合は、「水飲み場」を設ける。
10. 砂場を設置するときは、維持管理面を考慮し、出入口から砂場までを管理用車両（2トン・ダンプトラック程度）が通行できる配置とする。
11. 砂場は、浸透柵を設置するとともに、透水管にて水抜きする。
12. 砂場の砂は、洗砂（中細目）を使用する。
13. ベンチの長さは、1.2m以上を標準とし、肘掛けを有する構造とする。

【3】植栽

1. 植栽樹木の種類、大きさ及び数量は、公園緑地の規模、形態及び周囲の環境条件、修景効果、樹木の成長速度、周辺への影響等を考慮して選定する。
2. 植栽計画は、園内の見通しや隣地への日陰の影響等を考慮して計画する。特に公園外周部の高木は、十分に周囲の状況を考慮する。
3. 公園と住宅等の敷地が接する箇所は、原則、生垣による植栽を行う。その場合、隣地と生垣の間に **1.0m** の空間を確保する。
4. 植栽は、将来にわたって遊具の安全領域に重ならないよう計画する。
5. 高木は、照明灯・引込柱の支障とならないように配慮し計画する。
6. 中木の高さは、**1.5m**以上、高木の高さは **2.0m**以上の苗木を使用する。
7. 高木の植栽間隔は、最低 **5m**以上確保する。

8. 樹木は、将来的に越境しない様な配置を考慮する。特に、住宅に接する面に中高木を植栽する場合は、隣地境界から5m以上確保（ただし生垣を除く）する。
9. 低木は、植込み部の面積1㎡あたり4株を標準とする。
10. 緑地部の傾斜角は、1：3（18° 26′ 5″）以内を標準とする（高木が植栽・管理できる角度）。ただし、低木のみの場合は、1：2（26° 33′ 54″）以内とすることができる。法面の上部と下部には、植栽のない1.5m以上の平場（有効幅）を設ける。
11. 低木は、量水器や防火貯水槽の蓋の支障とならないように配慮し植栽する。
12. 客土は、植栽する樹木に適する良質土（黒土）にて、有効土層を確保する。また、碎石や砂といった石材類、廃材等が混入してはならない。
13. 中高木には適切な支柱を設置する。
14. 樹木の支柱材は、防腐加工木材（焼きは除く。また、CCA加工の他、有害性のあるものを除く）が施されているものを用いる。
15. 生垣は、支柱は布掛支柱（杉丸太と竹の組合せ）とし、樹木は樹高1.5m程度の常緑樹を使用する。
16. 植栽樹木の種類については、別に定める「公園緑地植栽樹木標準一覧表」による。
17. 園路や歩車道、集水桝に隣接して高木を計画する場合は、樹木の成長により舗装面のもちあげや、根の侵入による桝のつまり等を防止するため、根止めを設ける。
18. 植栽樹木は引渡し後1年間の枯れ木保証を付する。なお、樹木・芝生等について、管理者へ帰属後1年以内に枯損した場合は、開発事業者の責任において同等品以上の補植を行う。

【4】管理施設

（全般）

1. コンクリート構造物には、面取りを設ける。
2. 公園敷地境界については、市の支給する石杭もしくはプレートを設置する。施工上、鉋を入れざるを得ない場合は、事業者が自ら調達して設置する。
3. 石杭等の境界標は、公園及び緑地用地内に設ける。道路の変化点がある場合には、道路の境界表示と共有することもできる。

（各種看板）

1. 園名板は主要出入口の見やすい位置に1基以上設置し、形質等については事前に市と協議する。
2. 園名板の所在地の標示は、『都市公園法第二条の二』で公告する所在地とする。
3. 公園面積が300㎡未満の公園は、園名板と制札板が一体となったタイプの「園名・制札板」を設置する。

4. 公園面積が 300 m²以上の公園は、園名板と制札板が別々の独立型とする。
5. 公園面積が 500 m²以上の公園は、「花火注意看板」を設置する。
6. 砂場を設置する公園は、「砂場注意看板」を設置する。
7. 公園名称の決定は、「5. 公園緑地名称の決定」による。

(カギの仕様)

1. 車止め柵、門扉等のカギは、公園緑地課指定のものを用いる。
2. 南京錠が直接設置できない場合は、チェーンを巻いて取り付ける等の工夫を行う。

(造成、法面および排水施設)

1. 土留めには、原則として重量ブロックを使用してはならない。やむを得ず使用する場合は面取り等を設け、安全確保を図る。
2. 擁壁等の天端に人が立ち入れる場合で、擁壁の前後の高低差が 1.5 m 以上ある場合は、張り出し形状のフェンスを設ける等、進入防止策を図る。
3. 管理上、官民境界に近接する擁壁は、その天端あるいは法先をコンクリート舗装とし、土面を残してはならない。
4. 擁壁や法面から、雨水や土砂が隣接地へ流入しないように計画する。

(管理フェンス)

1. 公園には、公園境界の明示及び利用者の危険防止のため、出入口以外の敷地外周にフェンスを設ける。フェンスの種類は、角パイプ格子フェンスを標準とする。フェンスの材質は、原則としてアルミ製か溶融亜鉛メッキ等の塗装を施した耐久性のあるものとする。また、格子フェンスの格子幅は、幼児の安全を考慮し、10cm 以内とする。
2. フェンスの色は、ダークブラウン系を標準とする。
3. 柵やフェンス等の金属部分が土中に埋まらないよう施工する。
4. 傾斜地に設置する場合等、基礎の安定が図れないと予測される場合は、アンカー基礎等の対応策を図る。
5. フェンスの基礎は、重量ブロック内に設けてはならない。
6. フェンスの基礎は原則として布基礎とし、フェンス下部に連続して設置する。基礎ブロックの際も同様とする。また、間詰めするコンクリートに接する構造物に対しては、適切に縁切りをおこなう。
7. 設置するフェンスの高さは $H=1.5\text{m}$ を基本とする。ただし、以下の場所に設置する場合は、その条件に沿った高さにする。
 - ア. 道路際に設置する場合は、 $H=0.9\text{m}$ とする。
 - イ. 段差の転落防止用として設置する場合は、 $H=1.2\text{m}$ 以上とする。
 - ウ. 擁壁の下が官民境界になる場合は、 $H=0.9\text{m}$ とする（境界際に設置）。

8. 転落防止用のフェンスの設置が必要な高低差は、 $h=1.0\text{m}$ 以上とする。
9. フェンス及び基礎は、境界を越境しないように施工する。
10. 境界の折れ点は、境界杭又は境界プレートの幅分を空けフェンス基礎を設置する。
11. 公園供用後に、フェンスのぐらつきが生じないように、フェンスの基礎回りの埋戻しを堅固に行う。
12. フェンスの支柱設置後、ただちに胴縁を設置するとゆるみが生じることが多いため施工上注意を要する。
13. フェンスの設置延長が連続して長くなる場合は、管理用の門扉を適宜設ける。
14. 門扉のまわりは、支柱を囲み開閉する範囲内をコンクリート打ち（たたき）とする。

【5】園路・広場

(園路)

1. 園路の幅は、 1.8m 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び 50m 以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保した上で、幅 1.2m 以上とすることができる。
2. 園路の縦断勾配は、 4% ($1/25$)以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、 8% (約 $1/12$)以下とすることができる。
3. 3% から 4% まで (約 $1/30$ から $1/25$ まで)の縦断勾配が 50m 以上続く場合は、途中に長さ 1.5m 以上の水平部分を設ける。
4. 園路には、段差を設けてはならない。ただし、敷地の状況等により、やむを得ず段差を設ける場合は、(傾斜路)で定める構造の傾斜路を併設する。
5. 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は、 5% ($1/20$)以下(構造上等やむを得ない場合は、 8% (約 $1/12$)以下)の勾配ですりつける。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は 2cm 以下とする。
6. 園路の横断勾配は、 1% ($1/100$)以下とする。ただし、排水等により特別な理由がある場合のみ 2% ($1/50$)以下とする。
7. 園路に付帯する観覧場所及び休憩場所には、車いすが安定して停止できる水平部分を適宜設ける。
8. 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとする。
9. 視覚障がい者誘導用ブロックを園路の要所に敷設する。
10. その他、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」整備基準等マニュアルにある「整備基準(遵守基準)の解説」及び「望ましい整備」を参照し検討する。

(階段)

1. 回り階段は用いないこと。

2. 階段の有効幅は、1.2m 以上とする。
3. 階段の始終点及び高さ 3.0m 以内ごとに長さ 1.5m 以上の水平部分（踊場）を設ける。
4. 手すりを両側に連続して設ける。
5. 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつける。
6. 床面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとする。
7. 踏面は、視覚障がい者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。
8. 両側に立ち上がりを設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
9. （園路）で定める園路に階段を設ける場合は、（傾斜路）で定める構造の傾斜路を併設する。
10. 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック（警告用）を敷設する。
11. 手すりには、行き先情報として主要な公園施設等の目的施設や出入口の名称を点字・文字（墨字）・矢印（→）の上下 2 段で併記する。なお、上段の手すりの端部から 10cm 程度の上面向きに設置する。
12. その他、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」整備基準等マニュアルにある「整備基準（遵守基準）の解説」及び「望ましい整備」を参照し検討する。

（傾斜路）

1. 傾斜路の幅は、1.2m 以上とする。ただし、階段又は段に併設する場合は、0.9m 以上とすることができる。
2. 傾斜路の縦断勾配は、原則として 5%（1/20）以下とする。ただし、傾斜路の高さが 75cm 以下の場合は、8%（約 1/12）以下とすることができる。
3. 傾斜路の始終点及び高さ 0.75m 以内ごとに、長さ 1.5m 以上の水平部分（踊場）を設ける。
4. 手すりを両側に連続して設ける。
5. 両側に、立ち上がりを設ける。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
6. 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとする。
7. 傾斜路に、横断勾配を設けてはならない。
8. その他、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」整備基準等マニュアルにある「整備基準（遵守基準）の解説」及び「望ましい整備」を参照し検討する。

（ダスト舗装）

1. ダスト舗装の材料は、粒径 2.5 mm以下の碎石ダスト（石灰岩質）とし、良質なものを使用する。

2. ダスト舗装による広場の勾配は 0.5%程度とし、雨水排水が集中しないように分散させ、表面が雨水にて洗掘されないよう計画する。
3. 砕石ダストの敷均し後、表層安定剤（塩化カルシウム）を $1.0\text{kg}/\text{m}^2$ 散布し、管理用車両（2トン・ダンプトラック程度）に耐えうるよう、適切に転圧を行う。
4. ダスト舗装と境石等の境で人の動線上にある箇所は、面取り処理を行う。
5. 緑地部との境には縁石を設置し、段差を設ける等のダスト舗装材の流出対策を行う。なお、園路及び他の舗装の箇所においても同様とする。

【6】給排水施設

（雨水排水）

1. 雨水は、雨水の流出抑制に努め、浸透枳・浸透管等を設ける。
2. 公園区域内の雨水排水は、公園区域内で処理できる計画とする。
3. 雨水が隣接地に流出しないよう、適切に計画する。
4. 擁壁や法面から、雨水や土砂が隣接地に流出しないよう計画する。
5. 雨水集水枳を浸透構造とする場合は、擁壁の前後および盛土内は避ける。
6. 集水枳の後ろには土砂等が流入しないように、境石や縁石等を設置する。
7. 集水枳や側溝等のグレーチング蓋は、細目を用い滑り止め構造のものとする。集水枳のグレーチング蓋は、盗難防止用の鎖を設ける。側溝等、連続してグレーチング蓋を使用する場合は、跳ね上がりを防止するためボルト止めもしくはクリップ等で接続する。
8. U字溝の幅は、原則 240mm 以上のものを使用する。
9. 法面の縦排水は、雨水の飛散防止を計画する。
10. 雨水排水管の口径は 150mm 以上とする。
11. 公園区域外にオーバーフロー管の接続を行う際は、接続先管理者と協議すること。
12. 流域の流量計算を行った場合、その計算書を提出する。

（水飲み場）

1. 水飲みの飲み口は、上向きとする。
2. 飲み口までの高さは、0.7m 以上 0.8m までとし、下部に高さ 0.65m 以上、奥行き 0.45m 以上のスペースを確保する。
3. 車いすが接近し方向転換できるように、使用方向に 1.5m 以上かつ幅 1.5m 以上の水平部分を設ける。
4. 水飲み場は、原則として砂場や出入口周辺から離して計画する。
5. 水道本管から、公園内への引き込み工事等を行うときは、事業者が事前に水道管理者と協議を行う。また、水道メーター等の設置及び水道名義申請等の手続きも全て事業者の負担で行う。

6. 給水管の土被りは、**0.6m** 以上とする。給水管を設置するときは、あわせて埋設シートを布設する。
7. 水飲み場の排水は、汚水柵に接続すること
8. 自動水栓は、使用してはならない。
9. 水栓部の取り付けは、ゆるみが生じないように十分締め付ける。
10. 公園引継ぎ時に水道本管が滞留水となる場合は、「使用注意看板」を設置する等、公園管理者と対応を協議する。
11. 維持管理上、水飲み場及びトイレ施設の近くには、それぞれの止水栓を設ける。
12. 冬季の蛇口の凍結防止のため「凍結防止コマ」を設置する。また、「凍結防止対応型水栓」等の説明プレートを設置する。
13. メーターボックスは、検針のし易い道路境界から **1.0m**以内の植え込み地の中に設置する。また、土が入らないように蓋を地表面から若干高く施工する。
14. メーターボックスは、防寒型とする。
15. 水飲み場の構造は、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準を厳守する。また、幼児の利便性を考慮したものを設置する。

(トイレ)

1. トイレの設置は、別途協議とする。

【7】照明施設（園内灯）

1. 園内灯は、1灯以上設置する。主要園路の路面照度が **1.0**ルクス以上となるよう計画する。また、照明灯の灯数については、照度分布図に基づき決定する。
2. 園内灯の配置場所によっては、隣地への影響を考慮し、遮光板を併用する。
3. 園内灯を設置する場合は、道路際に引込柱（原則一カ所）を設置し、園内は地下配管を標準とする。また、埋設表示シート等を設ける。さらに、支障となる場合を除き、埋設位置が分かるように埋設標杭を設置する。地下ケーブルの深さは、土被り **0.6m** 以上を確保する。
4. 園内灯・引込柱・分電盤の材質は、原則として耐候性鋼板等の耐久性のあるものとする。
5. 園内灯・引込柱の色は、ダークブラウン系を標準とする。
6. 園内灯の製品規格は、**LED** タイプを選定する等省エネルギー型の製品を使用する。なお、園内灯の製品選定にあたっては、公園緑地課と協議の上決定すること。
7. 灯具カバーは、投石等に耐えられるよう、耐久性の高い材質とする。
8. 園内灯・引込柱・分電盤は、アースを確実に施工する。
9. 園内灯のブレーカーは、防水仕様とする。

10. 園内灯・引込柱は、公園区域内の地下水位が高い場合は、防水性の高い材質を使用し、基礎形状についても適切な措置を行う。
11. 園内灯の点灯は、自動点滅器とタイマー併用型とする。
 - ・タイマーを設定するかしないかは公園の状況から決定する。
 - ・タイマー入り時間 午前4時（通勤通学時点灯）
 - ・タイマー切り時間 午後10時（公園利用者なし）

※上記設定は「日没から午後10時まで」と「午前4時から日の出まで」の点灯になる。
12. 園内灯・引込柱の基礎コンクリートの上端は、地表に出し水切り勾配をつける。園内灯・引込柱を植込み地に設置する場合は、基礎上端の高さを地盤面から5cm程度高くし、水勾配を設ける。
13. 分電盤のカギは、公園緑地課指定のものをを用いる。
14. 園内灯の電気の契約者は、事業主か施工者等町田市名義以外で行う。後日、公園施設引継ぎ日に、町田市において名義替えを行う。

【8】緑地

1. 切土法面に湧水がある場合は、適切に処理し、しゅん功時の提出図面等に記載する。
2. 斜面地は、適切な雨水排水を確保する。特に隣接地に直接雨水や土砂が流れ出ないような防止措置を計画する。
3. 雨水が集中して斜面の土砂を洗掘しないよう、雨水の分散や流速低下等の防止措置を計画する。
4. 斜面地は表土崩壊防止のため、植生マット等により植生を確保する。
5. 住宅地に隣接する場合は、防草処理を施す。
6. 公園施設や法面の保全・交通の確保・防災防犯上その他悪影響を及ぼす恐れのある樹木、越境木等は、原則として境界から5mの範囲を伐採する。

【9】施工

1. 公園工事着手前には、施工に関する打合せを公園緑地課と行う。
2. 現地の取り合いを精査した結果、設計図面の変更を要する場合や当初設計と異なる材料を使用する場合は、あらかじめ公園緑地課の了解を得る。
3. 地中にある構造物（遊具や園内灯の基礎等）や出来形確認の困難な箇所は、工事写真に取りまとめて整理しなければならない。また、検査時には、設計図通りの出来形があることを、工事写真をもとに説明しなければならない。
4. 特殊な構造物等や公園緑地課が必要と認める場合は、工事の進捗に応じて、公園緑地課の立会を求めなければならない。

【10】その他

(占有条件)

1. 公園の用地内には、公園施設以外の施設・工作物・その他の物件を設けてはならない。ただし、都市公園法第七条及び同法施行令第十二条の各号に掲げる占有物件（標識、上下水施設、電柱・電線、防火水槽等）で、市長の許可を得られるものについては、この限りではない。
2. 占有物件の土被りは、上下水道(下水道管本線)、調整池、ガスは1.5m以下としないこと。防火用貯水槽は 頂部と地面との距離を1m以下としないこと。
3. 構造上最低限地表に出る施設（管理孔・マンホール等）は、広場内を避けて緑地内・出入口部等公園施設に支障をきたさない箇所に設ける。やむを得ず広場内に設ける場合は、日常は地下に埋設し、管理時のみ掘り出す構造とする（土被り 10～20cm 程度）。この場合、オフセット標示（杭等）を行う。
4. 電柱、支線を公園内に設置する場合は、広場内を避けて緑地内・出入口部等公園施設に支障をきたさない箇所に設ける。

(防災倉庫)

1. 公園内に自治会の防災倉庫を設置したい場合は、自治会が防災課宛に町田市自主防災組織等防災倉庫設置申請書を提出する。

(その他)

1. 事業者は、「公益的市民活動制度」の周知を図る。
2. 街区公園等規模の小さい公園では、犬の公園内の立ち入りを原則禁止させる。
3. 施設の完了から市への引継ぎまでの間、施設がいたずら等で破損した場合は、事業者が自らの責任で補修する。このため、完了公告までの間、公園施設を閉鎖し事業者が管理する。
4. 本指針に書かれていない事項については、事前に市と協議を行う。

4. 公園緑地に関する設計審査

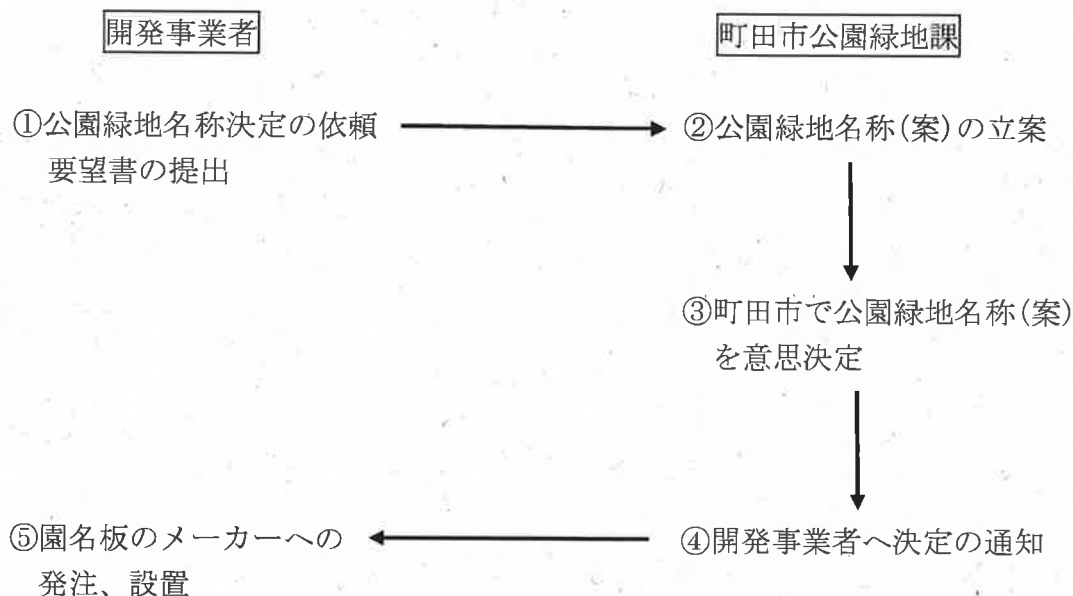
法第32条の設計審査において、公園緑地に関する設計協議が必要な案件は、以下の図面および資料等が必要となる。

- ・公園計画平面図
- ・施設平面図
- ・植栽平面図
- ・出入口拡大図
- ・給排水平面図
- ・施設構造図 等

5. 公園緑地名称の決定

公園・緑地名称は、決定までに時間を要するので、園名板発注の1ヶ月程度前から協議を始めること。

公園・緑地名称決定までの流れ



開発事業者が地元自治会等の意見をもとに公園緑地名称を要望することが望ましいが、難しい場合は、公園緑地課にて公園緑地名称の立案を行う。

6. 検査

検査は、工事完了後、現場確認により以下の要領で実施する。

<準備品>

1. 竣工図面一式
2. 土地実測図 地積測量図あるいは同等な図面
3. 工事写真 埋設物、基礎等構造が分かるように撮影したもの
4. 測量機器 光波測距儀、テープ等
5. 公園灯用接地抵抗メーター

<検査時チェックリスト>

検査時チェックリストのすべての項目で「合格」すること。

項 目	合 否
(全般)	
・公園台帳は、下図まで合格になっているか	
・告示用の図面（案内図、求積図、施設平面図）は提出されたか	
・公園緑地設置技術基準の内容が反映されているか	
(用地関係)	
・用地検査に必要な境界図（台帳求積図）は提出されたか	
・用地境界点は適切か。また、境界点間の距離は適切か	
・帰属用地の寄付申請書は提出されたか	
・越境物がないか	
(公園施設)	
・設計図どおりの数量か	
・遊具、施設の保証書は提出されたか	
・遊具対象年齢シール、適合マーク等の設置は適切か	
・遊具の安全領域は適切に確保されているか	
・遊具のコンクリート基礎は、土被り10cm以上となっているか	
・遊具の落下高さおよびスイングクリアランスが、設計図、各種基準および遊具メーカーの仕様どおりか	
・点字ブロックは適切に施工されているか	
・フェンスにぐらつきはないか	

・フェンス基礎周りの締固めは適切か	
・ダスト舗装の締固めは適切か	
・園内灯の通線状況、点灯状況は適切か	
・接地抵抗メーターの測定値はD種の100Ω以下か	
・埋設ケーブルの絶縁抵抗は5MΩ以上か	
・園内灯のタイマー設定時間は町田市の基準どおりか	
・水飲みの通水、料金メーターの設置は適切か	
・電気、水道の名義は検査時点で事業者か施工業者となっているか	
・降雨時を想定し、雨水、浸透施設、汚水等の機能は適切か	
・車止め、フェンス門扉、分電盤、園内灯等のカギは指定したものか	
・地中にある構造物（遊具や園内灯の基礎等）や出来形確認の困難な箇所の出来形は、工事写真で確認ができるか	
(植栽)	
・樹木の配置や植栽状況は設計図どおりか	
・枝張りの状況は、ただちに境界を越境する恐れがないか	
・支柱の高さは設計図どおりか	
(その他)	
・公園内の見通しは適切に確保されているか	
・埋設標杭、埋設標示シートは適切に設置されているか	
・占用物件は、設計通りに設置されているか	
・占用物件は、占用に伴う手続きを行ったか	

7. 公園施設引継ぎ時の確認事項

1) 施設のカギの提出

- 車止め及びフェンス門扉等、公園施設のカギは、公園緑地課指定のもの。
- 分電盤のカギは、公園緑地課指定のもの。

2) 園内灯（電気）及び水飲み場（水道）の開設届けの写しの提出。

町田市へ名義替えを行うために次の書類が必要。

- ※必要項目 ①申請者名、 ②名義人、
③設置所在、 ④お客さま番号、
⑤現在の料金支払者名

※申請時の名義人は、町田市ではなく、事業者・施工者等にすること。

管理引継ぎ日（帰属の時期は都市計画法第三十六条第三項に基づく、完了公告の翌日とする）に町田市にて名義替えを行う。

3) 遊具・施設等の保証書の提出。（引継ぎ時より保証を有効とするため）

4) 枯れ木保証書の提出。（開発事業者の連絡先を明記する）

5) 完了公告日に、公園内の清掃がされているか。

6) 占用事業者へ占用手続きを行うように連絡する。

- 東京電力の電柱 NTTの電柱 有線事業者等
- 防火貯水槽 調整池 道路施設

8. 公園緑地台帳作成の手引き

〔提出書類一覧〕

公園台帳の提出部数は

1. 製本1部（図面用合成紙製本A2判 1部）
2. 原図1式（ポリエステルフィルム#300）
3. 電子データ1式（CD-R等）

※電子データは白黒で作成すること。

※電子データは最新のウィルスチェックを実施すること。

	台帳種類	出力書類・図面	CD-R
1)	公園調書（引継ぎ関係図書）	—	○
2)	図面		
	（1）目次	○	○
	（2）案内図	○	○
	（3）公園位置図	○	○
	（4）公園の写し	○	○
	（5）求積図	○	○
	（6）公園施設平面図	○	○
	（7）植栽平面図	○	○
	（8）地下埋設物位置図	○	○
	（9）占用物件表示図	○	○
	（10）緑地面積等求積図	○	○
	（11）施設詳細図	○	○
	（12）公園緑地用地境界図	○	○
	（13）縦横断図（必要に応じて）	○	○
	（14）占用物件詳細図（必要に応じて）	○	○
3)	公園緑地等写真	○ (必要に応じて)	○ (必要に応じて)
4)	添付資料	○	○ (必要に応じて)

1) 公園調書 (引継ぎ関係図書)

○提出方法

公園調書は、電子データ (CD-R等) で提出する。

○記載内容 (『10. 設置方針参考図書 6)公園調書』参照)

(1) 様式 1

- ・公園名称、所在地、公園の種類、沿革の概要、環境・地形・特徴を記入する。その他は、空欄でもよい。
- ・沿革の概要は、「〇〇業者の開発行為に伴い〇年〇月〇日に供用開始」等記載する。
- ・環境・地形・特徴は、「〇〇駅の南側約〇mにあり、周囲は閑静な住宅街。周辺の地形は北東に向かって穏やかな傾斜地。」等記載する。
- ・その他不明な点は、公園緑地課に問合せる。

(2) 様式 2

- ・占用物件がある場合、公園台帳の図面をもとに記載する。
- ・それぞれの占用物件について、種類及び名称、構造及び規模、建築面積及び敷地面積、占用者の氏名、住所、占用物件の担当課を記載する。
- ・表下段の記入要領を参照し記載する。

(3) 様式 3 公園施設調書

- ・公園内の施設種類ごとに、通し番号、施設名称、数量、構造、摘要を記載する。
- ・摘要欄には、施設を製造した業者名等を記載する。
- ・修景施設は、植栽、芝生、花壇、生垣、日陰たな、噴水等。
- ・休養施設は、休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場等。
- ・教養施設は、植物園、動物園、水族館、自然生態園、野鳥観察所等。
- ・運動施設は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場等。
- ・遊戯施設は、ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等。
- ・便益施設は、売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、便所、水飲み場等。
- ・管理施設は、門扉、フェンス、擁壁、制札版、引込柱、園内灯、車止め、側溝、舗装止めブロック、止水栓、量水器、集水桝、ブランコ安全柵等。
- ・園路施設は、階段、誘導ブロック、舗装 (ダスト・コンクリート) 等。

(4) 様式 4 樹木調書

- ・公園内の樹木毎に、通し番号、樹木種別を記載する。
- ・中高木は、幹廻り毎の本数、総計、摘要欄に支柱の規格を記載する。
- ・低木は、高さ毎の本数、総計、摘要欄に植栽面積を記載する。

2) 図 面

○提出方法

(1) 観音製本図面

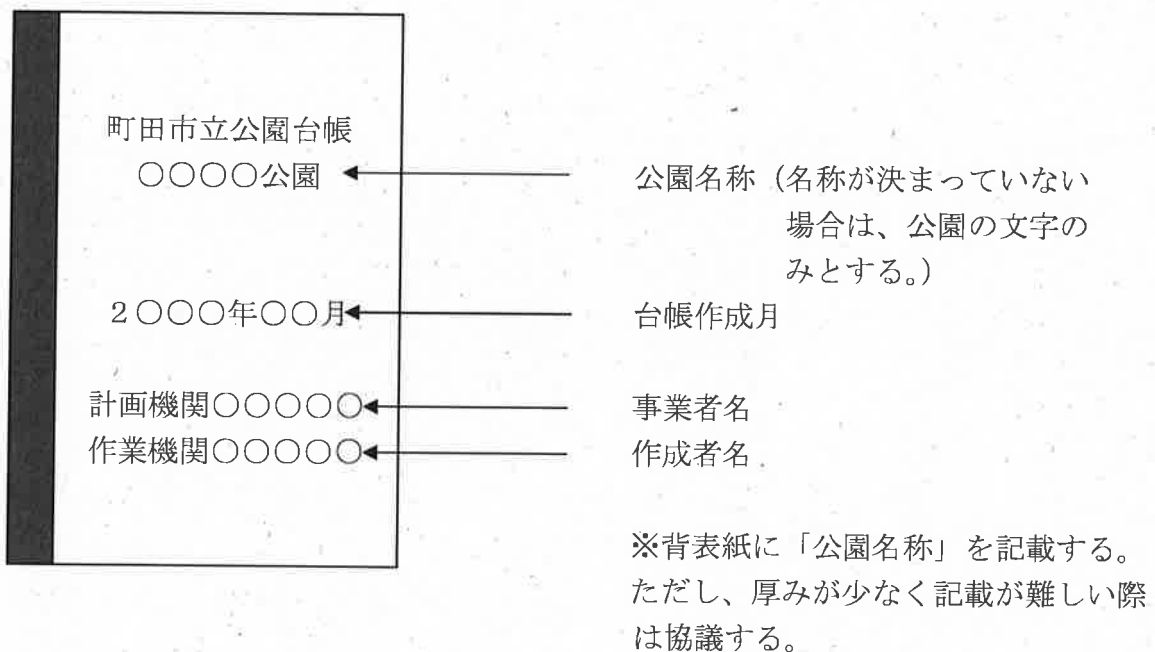
- ・公園台帳の図面は、原則としてJIS規格A2判を使用し、二つ折りにして観音製本する。ただし、公園の規模等によりA2判とすることが不適当な場合は、担当課と協議する。
- ・図面の前後には、白紙を挟み製本する。

(2) 電子データ (CD-R等)

- ・CD-R等の納品は、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」に基づき提出する。CD-R等の表面には、公園名、事業者名、開発住所等の他、最新のウィルススキャンソフトによる検査済証を記載する。
- ・CAD図面については、PDF形式、CAD形式及びTIF形式を提出する。なお、CAD形式は、JWWデータ、DXFデータ、DWGデータを提出する。
- ・台帳および電子データは、白黒で作成する。

○表紙

- ・表紙は、次のとおりとする。



○図面種類

各図面には、図面名、公園・緑地名称、凡例及び方位等を記載する。

(1) 目次

・目次は、次を参考とする。

頁	図面名称	縮尺	備考
(1)	目次		
(2)	案内図	1/2,500	
(3)	公園位置図	1/500	
(4)	公図の写し	1/500 または 1/600	
(5)	求積図	1/250	
(6)	公園施設平面図	1/250	
(7)	植栽平面図	1/250	
(8)	地下埋設物位置図	1/250	
(9)	占用物件表示図	1/250	
(10)	緑地面積等求積図	1/250	コンクリート、ダスト舗装、緑地等
(11)	施設詳細図	図示	(施設番号・施設名記入)
(12)	公園緑地用地境界図	図示	
(13)	縦横断図	図示	
(14)	占用物件詳細図	図示	(施設番号・施設名記入)

(2) 案内図

- ・縮尺2500分の1の管内図に事業区域を書き入れ、公園の位置を灰色で塗りつぶす。また、下地を白抜きとして公園名を引き出し矢印線で表示する。開発区域は黒の太線で囲み表示する。(開発区域内は区画表示する。)

(3) 公園位置図

- ・公園区域を黒の太線で表示する。
- ・下地を白抜きとして公園名を引き出し矢印線で表示する

(4) 公図の写し

- ・公園周囲の2筆から3筆以上先まで記入し、地名、地目及び地積を記入の上、公園区域を黒の太線で表示する。
- ・なお、縮尺は、登記所の公図と同じ縮尺とする。

(5) 求積図

- ・境界点の座標成果表は、公園緑地用地境界図と整合させる
- ・座標求積表を記入する。また、中央上部には所在地も記入する。
- ・求積方法は座標求積とし、外周寸法は小数点第2位までとし3桁目を切捨てる。

(6) 公園施設平面図

- ・遊戯施設は、安全領域を記載する。

- ・造成斜面や既設法面は、法面勾配を記載する。
- ・ダスト舗装の流下方向を矢印で記載すること。
- ・縮尺は、250分の1を原則とし、表一1の凡例（施設一覧表）を記入すること。

表一1 施設一覧表（例）

番号	記号	名称	数量	単位	形状寸法	摘要
1	図示	ダスト舗装	20.1	m ²		
2	〃	滑り台	1	基		(メーカー名・製品名・製品番号)
3	→→→	フェンス	55.2	m	H=1.5m	(メーカー名・製品名・製品番号)
4	◎	園内灯	1	基		(メーカー名・製品名・製品番号)

- 備考 ① 一覧表には、公園内の樹木、地下埋設物及び占用物件を除くすべての施設を記入すること。
- ② 遊器具類、フェンス、園内灯等既製品については、摘要欄にメーカー名、製品名及び製品番号を記入すること。
- ③ 表中の下5行に空欄を設けること。

(7) 植栽平面図

- ・平面図に植栽した樹木等の位置を記号で記入し、表一2の凡例（植栽一覧表）を記入すること。なお、摘要欄には、中高木においては控え木の種類、低木においては植栽面積を記入すること。

表一2 植栽一覧表（例）

記号	樹種	形状寸法 (m)			数量	単位	摘要
		H	C	W			
⊙	ハナミズキ	2.5	0.12	1.0	5	本	竹八ツ掛
⊕	キンモクセイ	1.5		0.4	4	〃	竹八ツ掛
	合計				9	本	
⊗	オオムラサキ	0.5		0.6	60	株	20.0 m ²
⊗	ドウダンツツジ	0.6		0.3	50	〃	12.5 m ²
	合計				110	株	32.5 m ²

(H=樹高 C=幹周り W=葉張)

- 備考 ① 公園内に植栽したすべての樹木、地被類及び既存樹木(C=30cm以上)を記入すること。
- ② 低木類及び地被類については、図上においてそれぞれの株数及び面積を記入するとともに、一覧表の摘要欄に合計の面積を記入すること。
- ③ 表中の下5行に空欄を設けること。

(8) 地下埋設物位置図

- ・給水管、排水管、地下ケーブル等の地下埋設物の位置、種類、土被り及び延長を記入し、表-3の凡例（地下埋設物一覧表）を記入すること。
- ・平面図には外周用地及び公園内の地盤変化点の地盤高を記入すること。
- ・排水管及び地表面には排水方向を→にて表示すること。
- ・地下に埋設される構造物はすべて破線表示とする。（地表面にできるものは実線表示。）

表-3 地下埋設物一覧表（例）

記号	種類	形状寸法	数量	単位	摘要
-----	排水管	VU150mm	150.5	m	
-----	給水管	VP13mm	5.5	//	
-----	電線管	CV FEP30mm	10.0	//	

(9) 占用物件表示図

- ・防火貯水槽、標識、電柱及び公園施設以外の施設を占用して設けたときは、その位置・規模（箇所数・面積・延長）等を平面図に記入し、表-4の凡例（占用物件一覧表）を記入すること。
- ・地下に埋設される構造物はすべて破線表示とすること。（地表面にできるものは実線表示。）
- ・占用物件一覧表の摘要欄には管理所管及び占用事業者名を記入し、施設番号がある場合はその番号も記入すること。
- ・電柱と架空線の管理者が異なる場合があるので、誤りのないように注意して記載すること。
- ・占用物件がないときでも新たに追加する場合があるので、図面は作成する。また、表も空欄で作成する。

表-4 占用物件一覧表（例）

記号	種類	形状寸法	数量	単位	摘要
	防火貯水槽	○.○m × ○.○m	1	基	○○○○課管理 占用面積 ○○.○m ²
	防火貯水槽 標識		1	//	○○○○課管理
	電柱		1	本	東電管理（電柱番号）
	支線		1	//	東電管理
	架空線			m	

(10) 緑地面積等求積図

- ・緑地部（植栽地（芝生、低木、特殊林等）等及び既存樹林地）と、コンクリート・ダスト舗装等の求積図を作成し、図中に面積計算書を記入すること。なお、求

積図作成にあたり、三斜計算を標準とする。(削除対象構造物の大きさ 0.40 m²以下は除く)

(11) 施設詳細図

- ・公園・緑地内の全ての施設の詳細図及び展開図等とする。

(12) 公園緑地用地境界図

- ・当該付近の地形等が判別できる現況実測図を使用する。
- ・境界点に関わる土地の地番、丁目・字等及び公園緑地名称を記載する。
- ・複数の丁目、字等を含む場合は、それぞれの丁目、字等を記載する。
- ・P点(境界点)は1重丸(○)とし、点間距離は小数点第3位を切捨て、○.○
○mと記載する。
- ・図上でわかりにくい場合は、拡大した詳細図で補足する。
- ・境界点、引照点、トラバー点は、座標値を記載する。
- ・境界点はP表示、引照点はS表示、トラバー点はT表示とする。
- ・備考欄に市石標、市プレートに記載する。
- ・筆界確認書、合意書を取り交わした地番のみ図面に記載する。
- ・必要に応じ、基準点網図等の図面を作成する。

(13) 縦横断面図

- ・隣接地との高低差が判別できる図面とする。
- ・公園全体の縦断勾配が確認でき、隣接の土地の高さまたは高低差等を記載する。

(14) 占用物件詳細図

- ・公園内に占用される施設(調整池、防火水槽など)の構造図の詳細図を記入する。

○その他

- ・各平面図に使用する元図は同一の縮尺とすること。
- ・各図面右下に表-5の図面タイトルを記入すること。
- ・公園区域が大きく1枚に収まらない場合は、右上に割付図(図-1)を表記する。
- ・タイトルの上部に公園・緑地名称を詳細図以外の図面に表記する。
- ・目次、施設平面図、詳細図に使用する番号・名称は統一すること。
- ・原図は図面クリアーホルダー、(Cタイプ)に収めて納品すること。

表-5 ○○○○公園・緑地

6	公園施設平面図	1 / 250
(ページ)	(図面名称)	(縮尺)

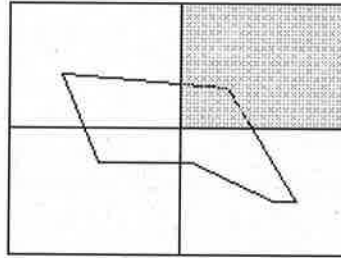


図-1 割付図

3) 公園緑地等写真

○提出方法

(1) 電子データ (CD-R等)

- ・写真は、デジタルカメラにて撮影の場合、JPEG形式またはPDF形式にて保存する。撮影画素数は、300万画素 (1280×960pixel) 程度とする。

(2) 留意事項

- ・公園の全景がわかるように撮影した写真(2~3ヶ所から撮影する)及び全ての遊具等の撮影を行う。
- ・園名板、制札版の撮影をする。
- ・境界杭を撮影する。特に緑地等で草や土砂等により現地にて確認しにくくなる箇所は、遠方も撮影する。
- ・法面及び擁壁部等で湧水箇所があり対策工法を施工した場合や軟弱地盤で対策工法を施工した場合等、特に留意し施工した箇所を撮影する。
- ・その他、特殊な構造物があれば、その撮影を行う。

4) 添付資料

(1) 公共料金名義変更書類

電気、水道とも設置後に各企業者の請求書あるいは設置申請書等のコピーを提出する。

- 1) 電気料金——名義人、設置所在、お客さま番号の確認できる書類
- 2) 水道料金——名義人、設置所在、お客さま番号の確認できる書類

(2) 資料・その他

- 1) 遊具のメーカーからの保証書は原本を提出する。(なお、対象年齢ステッカー等は遊具に付ける)
- 2) 開発事業者の連絡先を明記した枯れ木保証を提出する。
- 3) 地元自治会等との協議事項等、特に維持管理に必要となる資料や経過がある場合は提出する。
- 4) 建築物については別途協議とする。(建築確認申請、検査済証等)
- 5) 公有水面使用がある場合等は地位の継承に必要な書類を提出する。
- 6) 流域の流量計算を行った場合は、その計算書を提出する。

9. 所有権移転登記（公園寄附地）

所有権移転登記に必要な書類は、完了検査の前に提出すること。なお、必ず所有権以外の権利を抹消すること。

所有権移転登記に必要な書類

- ① 寄附申請書
- ② 土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- ③ 登記承諾書（兼登記原因証明情報）
- ④ 印鑑登録証明書
- ⑤ 資格証明書（法人の場合のみ添付が必要）
- ⑥ 案内図（申請箇所を図示すること）
- ⑦ 公図写し（申請箇所を図示すること）
- ⑧ 公園緑地平面図（施設平面図及び植栽平面図）
- ⑨ 地積測量図